

## 定 款

社団法人 海洋調査協会

### 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、社団法人海洋調査協会という。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を東京都中央区に置く。

2 本会は、理事会の議決により必要の地に支部を置くことができる。

(目的)

第 3 条 本会は、海洋調査事業の近代化、海洋調査事業に従事する技術者の技術水準の向上及び海洋調査事業の労働災害の防止等必要な事業を行い、もって海洋調査事業の健全な発展を期し、あわせて海洋の開発・利用、海洋環境保全及び海上の安全に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 海洋調査事業の近代化
- (2) 海洋調査事業に従事する技術者の技術水準の向上
- (3) 海洋調査事業の労働災害防止及び安全対策
- (4) 海洋調査事業の発展に関する調査研究
- (5) 海洋調査事業に関する国内、海外の情報の収集及び提供
- (6) 会誌、図書その他印刷物の刊行
- (7) 海洋調査事業に関し関係政府機関等に対する意見の具申
- (8) その他本会の目的を達成するための必要な事業

### 第 2 章 会 員

(会員の種別等)

第 5 条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 海洋調査事業を営むもので、本会の目的に賛同するもの
- (2) 賛助会員 本会設立の主旨に賛同して、本会の発展に寄与しようとするもの。

(入会)

第 6 条 本会の会員になろうとするものは、書面をもって申込み、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費の納入等)

第 7 条 会員は、総会において別に定めるところにより、入会金（賛助会員を除く。）及び会費を納めなければならない。

2 既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。

(資格の喪失)

第 8 条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき

- (2) 除名されたとき
- (3) 本会が解散したとき

(退会)

第9条 会員が、退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会の決議により除名することができる。

- (1) 本会の名誉をき損し、又は信用を失うような行為があったとき
- (2) 定款又は総会の決議を無視する行為があったとき
- (3) 著しく会費を滞納したとき

(権利の喪失)

第11条 退会したもの又は除名されたものは、会員としての一切の権利を失い、すでに納入した会費その他本会の資産に対して、何等の請求をすることができない。

### 第 3 章 役員等

(役員)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常任理事 5名以内
- (5) 理 事 16名以上25名以内（会長、副会長、専務理事及び常任理事を含む。）
- (6) 監 事 3名以内

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、正会員以外から理事及び監事を選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事の互選とする。

(役員職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本会の会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
- 4 常任理事は、常任理事会を通じて会務の運営に参画する。
- 5 理事は、理事会を組織して会務を執行する。
- 6 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は、就任の日から翌々年の通常総会の日までとする。ただし、再任することができる。

2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第16条 役員が、次の各号の一に該当するときは、総会においてその役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき

(役員報酬)

第17条 役員は、すべて無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 常勤の役員報酬は、理事会の議決を得て、会長が定める。

(顧問等)

第18条 本会に顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関する重要事項につき会長の諮問に応じる。

4 参与は、本会の運営に関する細目事項につき会長の相談に応じる。

## 第4章 会議

(種別)

第19条 会議は、総会及び理事会並びに常任理事会とする。

2 会議は、会長が招集する。

3 総会の議長は、総会において出席正会員のうちから選出する。

4 理事会及び常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会)

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後2か月以内に招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき招集する。

4 会長は、総正会員の5分の1以上から、又は監事から会議の目的である事項を示して臨時総会の請求があったときは、その請求があった日から30日以内に招集しなければならない。

(総会の招集)

第21条 総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第22条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他の重要事項

(総会の定足数等)

第23条 正会員は、それぞれ1個の表決権を有する。

2 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

3 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第24条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席正会員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その正会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席正会員2名以上がこれに署名押印するものとする。

- (1) 会議の目的である事項、日時及び場所
- (2) 正会員数及び出席者数
- (3) 議事の経過の概要及びその結果

3 前項の議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。

(理事会)

第26条 理事会は、理事をもって構成し、会長が必要と認めるとき招集する。

2 監事は、理事会に出席して業務の執行及び財産の管理につき意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第27条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 総会に提出する議案
- (3) 総会によって委任された事項
- (4) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項
- (5) その他の重要事項

2 前項第4号の議決事項は、次の総会において承認を得なければならない。

(規定の準用)

第28条 第23条から第25条までの規定は、理事会に準用する。

(常任理事会)

第29条 常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって構成し、会長が必要と認めるとき招集する。

(常任理事会の議決事項)

第30条 常任理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業の運営に関する重要な事項
- (2) 理事会から委任された事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(規定の準用)

第31条 第23条から第25条までの規定は、常任理事会に準用する。

## 第 5 章 専門委員会

(専門委員会)

第32条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めたときは、理事会の議決を得て専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

## 第 6 章 事務局

(事務局)

第33条 本会に、事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

第35条 本会の資産は、会費、入会金及びその他の収入から成るものとする。

(資産の管理)

第36条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(経費の支弁等)

第37条 本会の経費は資産をもって支弁する。

2 毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(会計書類等)

第38条 会長は毎事業年度終了とともに、次の書類を作成し、通常総会開催の15日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支に関する決算書類
- (3) その他必要な附属書類
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作

成して会長に提出しなければならない。

- 3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けて置かなければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第39条 この定款は、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得、かつ、国土交通大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

- 第40条 本会は、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得なければ解散することはできない。

(残余財産の処分)

- 第41条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得、かつ、国土交通大臣の許可を受けて、本会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

## 第9章 雑則

(細則)

- 第42条 この定款に定めるもののほか、本会の事業の運営上、必要な細則は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 本会の設立により、海洋調査協会の会員及び一切の資産は、本会が承継する。
- 2 本会設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、設立総会において、選任されたものとする。
- 3 本会設立当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、設立後最初の総会までとする。
- 4 本会設立初年度の事業計画及び収支予算は、第22条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本会設立当初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、設立の日に始まり、昭和61年3月31日に終わるものとする。

(施行期日)

- 6 この定款の改正は、主務官庁の認可があった日(平.10.6.22)から施行する。
- 7 この定款の改正は、行政組織改編があった日(平.13.1.6)から施行する。